

令和元年第8回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年8月13日(火) 10時00分開会

開催場所 荒尾市役所第43号会議室

出席委員 12人

内田 浩明 (副会長)

前田 博礼

徳山 孝介

成徳 親幸

中尾 純一

濱崎 仁道

山川 英昭

福田 榮一

前田 真也

濱田 陽子

齊藤 健

上田 清史

欠席委員 2人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦

次長 藤井 浩一

書記 田中 雅之

書記 中山 敬二

## 議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第17号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第19号 仮登記について

第3 その他

議長（副会長） それではただ今より令和元年第8回の総会を開催いたします。本日は14名中12名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題5件、報告3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、事務局より説明をお願いします。

（事務局次長） 議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

3件です。

受付番号1

（譲渡人） 牛水の個人

（譲受人） 牛水の個人

（土地の所在地） 牛水の畑、面積 295 m<sup>2</sup>、現況畑 外1筆 合計 343 m<sup>2</sup>

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。いずれも耕作されていない保全状態の農地です。以上です。

受付番号2

（譲渡人） 山口県宇部市の個人

（譲受人） 平山の個人

（土地の所在地） 平山の畑、面積 1,733 m<sup>2</sup>、現況畑 外2筆 合計 4,181 m<sup>2</sup>

（譲渡理由） 贈与

（譲受理由） 経営拡張

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。何も耕作されていない荒れた状態の農地です。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 熊本市西区の個人

(譲受人) 熊本市西区の個人

(土地の所在地) 府本の畑、面積 691 m<sup>2</sup>、現況畑 外 19 筆 合計 11,888 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 贈与

(譲受理由) 経営主になるため

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。みかん栽培をされている農地です。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第 3 条の 所有権移転 許可申請**については以上です。

議長 ありがとうございます。受付番号 1～3 について説明していただきたいと思います。担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号 1 についてですが、譲受人と立会い話を聞きました。以前より当該農地を買いたいという希望はありましたが、話が進んでいなかったということです。譲渡人が管理できなくなってきたということで、譲受人に売却することになったということです。特に問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして、受付番号 2 について、担当委員、説明をお願いします。

委員 2 番についてですが、譲受人が現在病気のために現地で会うことができていません。本人に来月に継続審議するということで良いか話をしたところそれで良いということでした。事務局としてそれで良いということであれば、来月に継続審議させていただきたいです。以上です。

事務局長 現地を確認して来月で良いと思います。譲受人が病気ということであれば、やむを得ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして来月に継続審議させていただきたいと思います。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは来月に継続審議したいと思います。続きまして、受付番号3について、担当委員、説明をお願いします。

委員 3番についてですが、現地で譲受人と会いました。きちんと管理されているみかん園で問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第42号農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

1件です。

受付番号1

(譲渡人) 玉名市の個人

(譲受人) 玉名市の個人

(土地の所在地) 樺の畑、面積 7,875 m<sup>2</sup>、現況樹園地 合計 7,875 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 経営移譲

(譲受理由) 経営拡張

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。みかんを栽培されている農地です。きちんと管理されています。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第3条の 使用貸借権設定 許可申請**については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 1番についてですが、現地を確認しました。きちんと管理されたみかん園です。特に問題はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第43号農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

2件です。

受付番号1

(申請人) 緑ヶ丘の個人

(土地の所在地) 本井手の畑、面積 2,301 m<sup>2</sup>、現況畑 合計 2,301 m<sup>2</sup>

(転用目的) 太陽光発電施設 第2種農地

25年5月に取得された農地で、耕作できるように整地されていましたが、作業中のケガにより耕作できなくなったため、太陽光発電施設の設置をすることになりました。現地の状況ですが、何も耕作されていない農地です。太陽光発電のため、給水はなく、排水については雨水を自然浸透させます。以上です。

## 受付番号 2

(申請人) 牛水の個人

(土地の所在地) 牛水の畑、面積 292 m<sup>2</sup>、現況畑 外 3 筆 合計 902 m<sup>2</sup>

(転用目的) 共同住宅、第 1 種農地、集落接続

現地の状況ですが、4 筆ともに耕作されていない保全状態の農地です。給水は上水道を利用、汚水、雑排水については合併浄化槽を用いて浸透枡で処理、雨水は浸透枡を設置して処理します。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 4 条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号 1 について担当委員は説明をお願いします。

委員 1 番についてですが、数年前に農地を購入され、竹やぶを切り開き整地されていましたが、ケガをされたため、やむを得ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？

委員 1 種農地ではないでしょうか。

委員 2 種農地です。太陽光発電をされます。

議長 よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして、受付番号 2 について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2 番についてですが、1 種農地の集落接続については、道路向かい側に集落が存在しますので、問題ないと思います。申請地の東側に農地があります

が、東側の農地との間にはブロックをしていただき、その農地への進入路も確保していただくこととなっております。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第44号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

(事務局説明)

5件です。

受付番号1

(譲渡人) 日の出町の個人

(譲受人) 福岡県久留米市の法人

(土地の所在地) 万田の田 面積 1,275 m<sup>2</sup>、現況畑 合計 1,275 m<sup>2</sup>

(転用目的) 共同住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は一面に野菜が作ってありますが、ほぼ保全状態の農地です。事業計画書をご覧ください。給水については上水道を利用、生活雑排水の処理については公共下水道を利用し、雨水については敷地内に側溝を設けて処理する計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号2

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人

(譲受人) 東屋形二丁目の個人

(土地の所在地) 東屋形一丁目の畑 面積 225 m<sup>2</sup>、現況畑 合計 225 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状況の農地です。事業計画書をご覧ください。給水については上水道、生活雑排水については公共下水道を利用し、雨水は自然浸透とする計画です。近隣に農地はなく営農に影響は



ありません。以上です。

#### 受付番号 3

(譲渡人) 宮内の個人 外 1 名

(譲受人) 東屋形一丁目の不動産業の法人

(土地の所在地) 東屋形一丁目の畑 面積 219 m<sup>2</sup>、現況畑 合計 219 m<sup>2</sup>

(転用目的) 建売住宅、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は住宅街にあり、柿が数本植えてありますが、耕作されていない保全状況の農地です。事業計画書をご覧ください。給水については上水道を利用、生活雑排水については、公共下水道を利用、雨水は自然浸透とする計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

#### 受付番号 4

(譲渡人) 増永の個人

(譲受人) 東屋形三丁目の個人

(土地の所在地) 増永の畑 面積 441 m<sup>2</sup>、現況畑 合計 441 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は住宅街の中にある耕作されていない保全状況の農地です。事業計画書をご覧ください。個人住宅で、給水については上水道、生活雑排水については公共下水道を利用し、雨水は自然浸透とする計画です。近隣の農地の営農に影響はありません。以上です。

#### 受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人

(譲受人) 荒尾市荒尾の法人

(土地の所在地) 荒尾市荒尾の畑 面積 166 m<sup>2</sup>、現況雑種地 合計 166 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状況の農地です。事業計画書をご覧ください。駐車場のため、給水、生活雑排水はなく、雨水は自然浸透とする計画です。近隣農地の営農に影響はありません。農地の一部に砂利が敷いてあり転用済みのため、始末書添付となっております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合する

か否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず受付番号1について担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、共同住宅ということで転用することについては問題ないと思います。しかし、図面を見ると、境界線は直線ではないのに、ブロック塀が直線的になっているために、互いに隣の土地に越境して土地を利用している状況です。後からトラブルにならないかと話をしました。現在の地主同士で話し合いブロックの位置で良いということで、今回の買い手もそれで良いということですが、今後、代替わりした時のことを考えて、文書で取り交わしておいた方が良いのではないかと話をしました。以上です。

委員 地積調査のときには、隣接する地主同士で了解した上で境界杭を打っていきますが、中には境界線が弧を描いており、10センチ毎に杭を打たないといけない場合があります。その場合、弧を描いている箇所でも図面上はきれいな弧にならない箇所もあります。それで現地と図面が合わない場合が若干ありますが、境界線が直線ではないのに、ブロック塀を直線的にしていることで、もしかしたら後々トラブルにならないかと感じました。

議長 ありがとうございます。この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、周りは住宅であり、農地関係の影響はなく、転用については問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について、担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、柿の木が植えてありますが、周りは住宅であり、農地関係への影響はなく、転用については問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4について、担当委員は説明をお願いします。

委員 4番ですが、周りはすでに住宅となっており、農地への影響は無いと考えます。転用については問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号5について、担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号5ですが、申請地と現在ある駐車場との間に里道があり、新しい駐車場と既存の駐車場の間に里道があることとなりますが。駐車場としての転用については問題ないと思います。以上です。

委員 現況についてですが、いつから駐車場のようになっているのでしょうか。

委員 2, 3ヶ月前から管理されているようですが、それまでは雑草が生い茂って荒れていました。

委員 場所的には農地として利用するのは難しいのではないのでしょうか。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。**議案第44号**を終了したいと思います。

事務局長 確認したいことがあります。話が議案第43号の2に戻りますが、アパートの排水は合併浄化槽で処理し浸透枡で浸透処理となっていますが、問題ありませんか？

委員 合併浄化槽で処理した水は側溝に流すとなっていますよね。

事務局長 計画では浸透枡で浸透処理となっています。

委員 業者が、水を流すにあたり水利権を調べているときに、水利組合の地区に相談がありました。道路側溝に合併浄化槽で処理した水を流すとなっていたと思いますが。

事務局長 計画では、污水排水を合併浄化槽で処理して浸透枡で浸透処理とあります。

委員 このことについて確認していただいているのですか。立会いの時には、側溝に流すと伺っております。

事務局長 確認します。

議長 他に意見はありませんか。なければ、続きまして**議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長 **議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和元年8月15日の公告予定です。今回が8回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表です。左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定3年の田694㎡、新規設定10年の畑7,965㎡です。今回の利用集積計画合計が8,659㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で159,182㎡となります。

#### 1 件目

新規設定です。

(借り人) 野原の法人

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 野原の畑、面積1,531㎡ 外2筆 合計7965㎡  
利用目的はオリーブ、期間は令和元年9月1日から令和11年6月30日までの10年間、10aあたり10,000円の賃貸借となっております。

#### 2 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本市西区の法人

(貸し手) 一部の個人

(利用権を設定する土地) 一部の田、面積694㎡  
利用目的は野菜、期間は令和元年9月1日から令和4年8月31日までの3年間、1筆あたり10,400円の賃貸借となっております。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

議長 では議案第45号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第17号から報告第19号について報告が行われた。

- 第17号 農地法第18条の規定による合意解約通知について 2件
- 第18号 農地法第3条の3第1項の届けについて（相続） 4件
- 第19号 仮登記について 2件

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これを持ちまして令和元年第8回総会を終わります。